

熊本市防犯灯補助金交付規則〔地域活動推進課〕

昭和48年5月22日

規則第33号

改正 昭和49年7月3日規則第41号

昭和50年3月26日規則第10号

昭和52年3月31日規則第16号

昭和53年3月31日規則第10号

昭和55年9月25日規則第45号

平成8年3月30日規則第22号

(題名改称)

平成14年9月26日規則第72号

平成15年4月23日規則第50号

平成20年3月31日規則第24号

平成20年9月30日規則第75号

平成22年3月19日規則第17号

平成23年3月31日規則第28号

平成24年3月26日規則第43号

平成26年5月2日規則第66号

平成27年3月27日規則第27号

平成28年3月31日規則第51号

平成29年3月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、防犯灯に係る補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平8規則22・全改)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供する道で市長が指定したものをいう。
- (2) 防犯灯 道路を照明するもので、防犯及び交通安全を図ることを目的として設

置されたものをいう。

(平8規則22・一部改正)

(補助の対象)

第3条 補助金は、町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)第2条に規定する町内自治会等(以下「町内自治会等」という。)であって、防犯灯を管理するものに対して交付する。

(平8規則22・全改、平20規則24・平20規則75・平22規則17・平23規則28・平26規則66・平27規則27・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の年額は、別表のとおりとする。

2 防犯灯の灯数は、町内自治会等の申請により市長が認めた数とする。

(平8規則22・全改、平20規則24・平24規則43・平28規則51・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内自治会等の代表者は、熊本市防犯灯補助金交付申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(昭53規則10・平8規則22・平24規則43・一部改正)

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する決定をしたときは、補助金交付決定通知書により、申請者に通知をしなければならない。

(平8規則22・追加、平14規則72・一部改正)

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、市長が別に定める。

(平8規則22・追加)

(決算報告)

第8条 補助金の交付を受けた町内自治会等は、年度終了後、事業実施報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(平8規則22・旧第7条繰下、平20規則24・平24規則43・一部改正)

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、補助金の取扱いについては、熊本市補助金等
交付規則 (昭和 4 3 年規則第 4 4 号) の定めるところによる。

(平 8 規則 2 2 ・旧第 8 条繰下、平 2 0 規則 2 4 ・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 4 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 4 9 年 7 月 3 日規則第 4 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 4 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 5 0 年 3 月 2 6 日規則第 1 0 号)

この規則は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 2 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号)

この規則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年 3 月 3 1 日規則第 1 0 号)

この規則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 5 年 9 月 2 5 日規則第 4 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 3 月 3 0 日規則第 2 2 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 4 月 2 3 日規則第 5 0 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日規則第 2 4 号)

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 9 月 3 0 日規則第 7 5 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 1 9 日規則第 1 7 号)

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日規則第 2 8 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規則第43号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第5条及び第8条の改正規定並びに様式第1号の改正規定（「熊本市長様」を「熊本市長（宛）」に、「

代表者	
-----	--

」を「

代表者	印
-----	---

」に改める部分及び同様式を別記様式とする部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月2日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平28規則51・追加）

防犯灯が設置された期間	補助金の年額（1灯につき）			
	契約電力が10ワット以下のもの	契約電力が10ワットを超え、20ワット以下のもの	契約電力が20ワットを超え、40ワット以下のもの	契約電力が40ワットを超えるもの
申請年度の4月1日以前	1,200円	1,400円	1,800円	2,000円
申請年度の4月2日から6月30日まで	900円	1,050円	1,350円	1,500円
申請年度の7月1日から9月30日まで	600円	700円	900円	1,000円
申請年度の10月1日から12月31日まで	300円	350円	450円	500円

備考

- 1 「契約電力」とは、電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。
- 2 「申請年度」とは、第5条の規定による申請が行われた日の属する年度をいう。

別記様式(第5条関係)

熊本市防犯灯補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長(宛)

申請者	町内自治会等名	
	代表者	印

年度熊本市防犯灯補助金交付申請について

熊本市防犯灯補助金交付規則第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

防犯灯が設置された期間	灯数				
	契約電力が10ワット以下のもの	契約電力が10ワットを超え、20ワット以下のもの	契約電力が20ワットを超え、40ワット以下のもの	契約電力が40ワットを超え、60ワット以下のもの	契約電力が60ワットを超えるもの
申請年度の4月1日以前	灯	灯	灯	灯	灯
申請年度の4月2日から6月30日まで	灯	灯	灯	灯	灯
申請年度の7月1日から9月30日まで	灯	灯	灯	灯	灯
申請年度の10月1日から12月31日まで	灯	灯	灯	灯	灯

該当する期間に設置された防犯灯の灯数について記入してください。

「契約電力」とは、電気事業者との契約上使用できる最大電力をいいます。

「申請年度」とは、この申請書による申請が行われた日の属する年度をいいます。

別記様式(第5条関係)

(平20規則24・全改、平24規則43・旧様式第1号・一部改正、平28規則51・一部改正)